

総務

委員会

議録第十七号

平成二十七年五月二十八日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

石崎 樹屋 敬悟君

理事

菅家 一郎君

理事

坂本 哲志君

参考人

(日本郵政株式会社常務執行役員)

谷垣 邦夫君

参考人

(日本郵政株式会社専門員)

島山 裕子君

参考人

池田 道孝君

参考人

鬼木 誠君

参考人

金子めぐみ君

参考人

新藤 義孝君

参考人

田畠 雅一君

参考人

高木 宏壽君

参考人

土屋 康正君

参考人

武藤 逢坂

参考人

中村 誠二君

参考人

高井 宗清

参考人

黒岩 武正

参考人

宇洋君

参考人

吉村 皇一君

参考人

鈴木 宗清

参考人

田畠 裕明君

参考人

橋慶一郎君

参考人

中村 裕之君

参考人

新藤 義孝君

参考人

田畠 裕明君

参考人

新藤 義孝君

参考人

り、明治四年に発足しまして、以来、百四十四年の歴史があります。この間に、国の直轄事業から、郵便事業厅から、平成十五年に日本郵政公社が設立され、信書便事業の民間開放が行われ、平成十九年には郵政民営化がスタートしたわけあります。

公社化のときの審議でありますけれども、当時の小泉総理は公社化は民営化への一里塚ということで、たしか当時の大臣は片山虎之助さんだと思っております。

スタート直後には、思い出しますと、会社の経営の強化ということでしょう、資産の売却、土地あるいはかんばの宿などまとめて売却の計画であるとか、あるいはまた、簡易郵便局がだんだん閉鎖されていくといいますか、そういう状況もあつたと記憶しております。

ささまざまありましたけれども、今現在の日本郵便を取り巻く経営状況、どういう状況になつてゐるか、お尋ねいたします。

○壇井参考人 私ども日本郵便の決算の推移等について、御説明を申し上げたいと思います。

二〇一二年十月に、旧郵便局株式会社と旧郵便事業株式会社が統合いたしまして日本郵便株式会社が発足しておりますので、前期比が比較可能になつております。

今回の二〇一四年度決算につきましては、営業収益は前期比四百五十一億円増の二兆八千百九十一億円となり、営業費用につきましては前期比八百十億円増の二兆八千八十四億円となつております。この結果、営業利益につきましては、前期比三百六十三億円減の百六億円となつておるところです。

○壇井参考人 重ねて申し上げますが、二〇一四年度決算につきまして、先ほど申し上げましたと

おり、営業収益は四百五十一億円増となつております。しかし、営業費用が八百十億円増となつておりますことから、営業利益は前期比三百六十三億円減の百六億円となつておるところでござります。

○壇井参考人 お答えいたします。

二〇一四年度決算において減益となつた理由につきまして、御説明を申し上げます。

営業収益は、郵便物数の減少傾向が続く中でありますけれども、中小口営業の取り組み等によりますゆうパックやEMSなどの取扱物数の増加、並びに不動産事業の推進や提携金融サービスの拡充などによりまして、增收となつております。

しかしながら、営業費用につきまして、ゆうパックやEMSなどの取扱物数の増加に伴う費用端末の全国展開等投資に伴う費用の増加などによりまして、営業収益の増に対しても費用が上回つておるものでございます。

○黃川田(徹)委員 情報通信技術の進展によりまして、郵便物の引受数等を長期的に検証していくこと等々、厳しい環境にある、そしてまた、郵便、物流事業は三期ぶりに営業赤字という形だ、こう思つております。

そこで、もう上場を控えておりますので、日本郵便の収益の拡大策等々、どのように捉まえていらっしゃるか、お尋ねいたします。

○壇井参考人 収益拡大策についてのお尋ねでございます。

本年四月一日に公表いたしました日本郵政グループ中期経営計画におきまして、日本郵便といつしましては、郵便、物流事業、金融窓口事業を合わせまして、二〇一七年度営業目標といつしまして、連結営業収益三・一兆円、連結経常利益三百五十億円程度、当期純利益三百億円程度を目指したことといたしております。

おりまして、中期的におきましては、郵便、物流事業における収益の確保を目指すことで、二〇一七年度に二兆円程度の営業収益の確保を目指してまいりたいと考えてまいることといたしております。

また、金融窓口事業におきましては、物販の提供商品、販売チャネルの拡大、強化、不動産プロジェクトの確実な推進、提携金融の取扱局拡大等によりまして、二〇一七年度に一・一兆円程度の営業収益の確保を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

一方、費用面につきましても、ゆうパックの取り扱い等に伴う費用の増加がある中で、業務量の増減に合わせて労働力を調整するとともに、郵便、物流不ットワーク再編、現金自動入出金機等の機器の配備、仕事のやり方の見直し、作業の機械化等による省力化等に取り組み、生産性を向上させることによりまして、営業費用の伸びを抑制することといたしているものでございます。

こうした取り組みによりまして、先ほど申しました、経常利益三百五十億円程度、当期純利益三百億円程度の収益の確保を目指していくこととしておるところでございます。

○黃川田(徹)委員 日本郵便として、物流の部分に成長の光を当てるとか、さまざま課題があると思います。

今、会社の方から中期経営計画のお話が出ましたけれども、大臣とすれば、この一五から一七の中期経営計画、どのように感じておられますか。所感をお尋ねいたします。

○高市国務大臣 先月、日本郵政グループが発表された中期経営計画でございますが、昨年二月に発表した中期経営計画について、日本郵政グループの株式上場スキームですかと経営環境の変化などを踏まえて、見直しを行われたものと承知しています。

ユニバーサルサービスの責務を遂行すること、上場を見据えてグループの企業価値を向上させる

ことなどを中期的なグループ経営方針とした上で、さらなる収益性の追求などの課題を克服するための計画であると理解しています。

私も、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、郵便局のみならず多くの公益性地域性を發揮した取り組み、企業価値向上の必要性を常々申し上げてきたところでございます。

そこでできることがありますので、その辺はしっかりと総務省としても対応していただきたい、こう思つております。

それで、日本郵政の株式上場でありますけれども、ことしの秋の予定とお聞きしておりますけれども、日本郵政グループ三社、日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の株の同時売り出し、そして上場をどのように認識しておりますか。これは財務省にお尋ねいたします。

○大家大臣政務官 お答えいたします。

郵政民営化法におきましては、まず親会社である日本郵政の株式及び子会社である金融二社、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険でありますけれども、この株式の双方について、日本郵政株式の政府保有義務分、この政府保有義務分というのは、常時、三分の一の超であります、これを除いて、できる限り早期に処分するとされています。

こうした中、昨年選定した主幹事証券会社の見も踏まえ、日本郵政とも協議をし、日本郵政株式の早期処分義務を果たし、早期に復興財源に充てるという観点、及び、日本郵政の保有する金融二社株式を同時に上場することによって、市場の評価するこれら二社の株式価値を日本郵政の株式価格に透明性を持って反映させるという観点などを総合的に勘案して、三社同時上場が適当であるという結論に至りました。

○黃川田(徹)委員 三月三十一日には東京証券取

引所に上場の予備申請をしておりますので、これは計画どおりに進められると思うのです。

この株でありますけれども、どの程度の売却を見込んでおるのか、株式の価値はどうなのか、その試算はされておるのか。

そしてまた、今触れられましたけれども、東日本大震災の財源として、たしか四兆円を確保しなきやいけないとなつておると思うのでありますけれども、その辺、重ねてお尋ねいたします。

○大家大臣政務官

お答えいたします。

日本郵政株式の最終的な売却収入は、今後の株式市場の動向や日本郵政の業績によつても影響を受けるものであります。でありますから、現段階で確たることを申し上げることは困難であるといふことは、まず御理解をいただきたいといふうに思つています。

いざれにいたしましても、黄川田先生御指摘のように、政府として、日本郵政株式の売却収入、これは四兆円程度を復興財源として確保することとなつております。

財務省といたしましては、復興財源の確保の観点も踏まえ、適正かつ最大の売却収入を得ることができるよう、平成二十七年度半ば以降の売り出し、上場に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思つております。

○黄川田(徹)委員 報道ベースでありますけれども、主幹事証券会社が大体七・九兆円程度と試算しておるようでありますし、日本郵政の二〇一四年九月末時点の連結純資産十三・八兆円の六割程度の評価ではないかといふこととありますので、四兆円の確保はしっかりとされるのではないかと思つております。

また一方、震災復興、五年間の集中復興期間が今年度で終わるということで、後半五年間の財政フレームも六月末には提示しなきやいけないといふことになつておると思います。安定した財源があることによつて、復興の予算も執行されるといふことでありますので、財務省もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、郵便事業のユニバーサルサービスについてお尋ねいたしたいと思います。

平成二十四年には、郵政民営化法の一部改正に

よいまして、郵便だけではなくて、貯金、保険を含めて郵政三事業にユニバーサルサービスが拡充された。義務づけであります。

そこで、今般の法案にも関係するのでありますけれども、平成二十五年十月の情報通信審議会への諮問に対して、この七月、もうあと一ヵ月です

けれども、最終答申がなされる予定と聞いておりますけれども、この検討状況を改めてお尋ねいたしま

す。

○西銘副大臣

経済省は、平成二十五年の十月、

委員御指摘のように、情報通信審議会に対しまして、郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策のあり方、二点について諮問をしております。

このうち、郵便・信書便市場の活性化方策の方につきましては、平成二十六年三月に中間答申、一般の郵便法、信書便法の改正案を提出したところ

であります。

郵政事業のユニバーサルサービスにつきましては、平成二十四年の改正郵政民営化法によりまして、郵便業務に加え、金融サービスも提供するこ

とが義務づけられたところであります。

現在、審議会におきまして、将来にわたつて安定的にユニバーサルサービスを確保するためには

どのような方策が必要かを審議いただいておりま

す。

以上です。

○黄川田(徹)委員 日本郵政のさまざまな事業全

体からすれば、金額的には確かに小さい金額かも

しませんけれども、規制緩和がどんどん進むよ

うな形になつていくと、本来的なユニバーサル

サービスが維持確保できるのかと、いうところの心

配も多少ありますし、この法案が先に出てきて、活性化策の方が先行しているような形であります。

諮問に対する答申、本答申があると思いますの

で、ぜひともそこにはきめ細かい具体的なユニ

バーサルサービスの施策について書き込まれるよ

うに望んでおきたいと思います。

それでは、次は、郵便局のネットワークについ

てお尋ねいたしたいと思います。

○黄川田(徹)委員 この答申でありますけれども

も、夏というお話をあります、もう間もなくで

ありますよね。今般の法案、出ているのであります

すけれども、ユニバーサルサービスの取り扱いについてはなかなか具体的に見えてこないところがちょっとあるわけであります。

その前に、一次、二次の中間答申を受けます

て、今般の改正案の特定信書便役務の範囲を拡大する等の規制緩和が出たわけでありますけれども、それは、郵政事業への影響をどのように捉えているか、お尋ねいたします。

○西銘副大臣 今回の特定信書便事業の拡大範囲におきまして日本郵便が得ている収入は、約八十九億円であります。郵便収入全体に占める割合が約〇・七%にとどまっています。

また、特定信書便事業者、四百者ぐらいあると聞いておりますが、この事業者は新たな需要の掘り起こしに取り組む意向を示しておりますが、必ずしも日本郵便の現在の収入がそのまま特定信書便事業者に移行することにはならないと考えられますから、郵便のユニバーサルサービスの提供確保には影響を与えないものと判断をしております。

また、地方公共団体に対しまして、ふるさと納税の寄附者に対する返礼品の選考や配達等のオペレーション業務につきまして御提案もいたしておりますところでございまして、既に千葉県いすみ市

市で実施している事務としましては、住民票の写し等の交付、それから、バス回数券、ごみ袋、ごみ処理券等の販売、並びに、バス利用券等の交付、公的施設の利用申し込みの取り次ぎなどがござります。

また、二〇一五年四月現在、約二百五十自治体から受託をいたしまして、約四千局で実施をいたしておりますところでございます。

また、地方公共団体に対しまして、ふるさと納税の寄附者に対する返礼品の選考や配達等のオペレーション業務につきまして御提案もいたしてい

るところでございまして、既に千葉県いすみ市の委託を受けて四月からお取り扱いを開始いたして

いるところでございます。

さらに、一部郵便局では、地方公共団体等の委託を受けまして、プレミアム商品券等の販売業務の実施もいたしてい

るところでございまして、原則として七十歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象にいたしまして、郵便配達に従事する社員による励ましの声かけ、集荷サービス等を実施しておるものでござ

ります。

なお、高齢者への総合的な生活サポートサービ

スを提供するという観点から、二〇一三年十月より、郵便局のみまもりサービスを六エリア、百三

局で試行実施いたしております。お客様からは話

し相手サービスとして好評でございますので、二〇一五年度中の複数県における試行拡大を目指してお尋ねいたしたいと思います。

郵便局のネットワークを活用した地方自治体等

との連携サービスの状況、公社化からそういう事

業も始まったと思いますけれども、現状はどう

か、お尋ねいたします。

○壺井参考人 郵便局ネットワークを活用しまして地方自治体との連携につきまして、御説明を申上げます。

まず、地方公共団体から委託を受けまして窓口

で実施している事務としましては、住民票の写し等の交付、それから、バス回数券、ごみ袋、ごみ処理券等の販売、並びに、バス利用券等の交付

等の交付をいたしまして、約四千局で実施をいた

しているところでございます。

また、地方公共団体に対しまして、ふるさと納

税の寄附者に対する返礼品の選考や配達等のオペ

レーション業務につきまして御提案もいたしてい

るところでございまして、既に千葉県いすみ市

市で実施している事務としましては、住民票の写

し等の交付をいたしまして、約四千局で実施をいた

しているところでございます。

さらに、一部郵便局では、地方公共団体等の委

託を受けまして、プレミアム商品券等の販売業務

の実施もいたしてい

るところでございまして、原則として七十歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象にいたしまして、郵便配達に従事する社員による励ましの声

かけ、集荷サービス等を実施しておるものでござ

ります。

なお、高齢者への総合的な生活サポートサービ

スを提供するという観点から、二〇一三年十月より、郵便局のみまもりサービスを六エリア、百三

以上です。

○黄川田(徹)委員 郵政の公社化そして民営化の流れと同時期に平成の大合併があつたということも、そして、合併により支所や出張所の機能が低下する中で、どういう形で公共サービスを提供するかの中で、日本郵政等との連携が図られながら、今でも地域の方々にも、あるいはまた自治体とのこれから連携もさらに進めていくという話でありますので、単なる民間企業ではなくて、もうあすあすには百五十年の郵便の歴史がある企業でありますので、せひともその連携等を進めたいただきたいと思います。

そしてまた、今まさに少子高齢化、超少子高齢化の中でありますけれども、そこの中では自治体がどうやって元気になつていくかということがござります。

先ほどお話ししたとおり、地域社会に根差した企業としての日本郵政グループでありますので、ぜひとも自治体の活性化施策と連携されればいいと思っておりますけれども、日本郵政の地域密着型サービスのあり方といいますか、自治体との関連でどういうふうな連携等ができるか、総務大臣として所感があれば、お尋ねいたします。

○高市国務大臣 郵便局は、その公益性、地域性を発揮して、地域における生活インフラとしての機能も果たしていただいており、その維持強化を図つていくことが地方創生の推進にも寄与すると考えております。

日本郵政グループがこれまで日本全国あまねく設置された郵便局ネットワークを使って提供してきたくださったサービスにつきましては、先ほどお話ししたとおり、日本郵政も、本当の意味での民営化、ひとり立ちということになります。民営化になれば自由度は増すのでありますけれども、やはり郵便局のネットワークの維持、あるいはまた公共性の持てる力というのは、私はあると思っております。

ことし四月に公表された日本郵政グループの中期経営計画において、郵便局のみまもりサービスの本格実施について記述されているところに着目しております。

さらに、本年四月末に、IBM及びアップル社

持、これは、先ほども申し上げましたけれども、しっかりととした経営基盤があることでありますし、そしてまた、地域で生かされる郵便局となるためにも、やはり、今全国に二万四千もそういう機関といいますか郵便局がある、きめ細かくあるというのは、本当に地域の財産だと私は思っております。

向けの生活サポートサービスの実証実験を本年五月から開始するということを発表されるなど、郵便局のみまもりサービスの拡大を図られていると承知しています。

それから、私たちも、日本郵便の平成二十七事業年度事業計画の認可に際する要請事項といたしまして、地方創生に資する観点から、ふるさと納税手続の利便性向上のための施策などについても積極的な推進をお願いしました。これも、今しっかりと進めていただいていると先ほどお話をございました。

加えて、災害時における郵便局と地方公共団体との連携を図るべく、市区町村と全国各地の郵便局との間で防災協定の締結を進推向けており、総務省も今支援を行つておるところでございますので、今後とも、日本郵政グループが、より一層地域の実情やニーズにきめ細かく対応していただき、ネットワークを活用して地方創生の推進に資する取り組みを行つていただくということを期待いたしております。

○黄川田(徹)委員 五年ぐらいために、私は小

学生でありますけれども、地域に運動会があれ

ば、警察の駐在さん、あるいはまた校長先生、郵

便局の局長さん、みんな来賓として呼ばれまし

て、地域の元気に郵便局も一体となつて頑張つて

いるんだということです。

そういう中で、発災から五年目ということで、まだ復旧復興していない郵便局もあるのではなかつておりますが、被災地の郵便局の復興状況あるいはまた再開状況についてお尋ねいたします。

そういう中で、発災から五年目ということで、まだまだ復旧復興していない郵便局もあるのではなかつておりますが、被災地の郵便局の復興状況あるいはまた再開状況についてお尋ねいたします。

発災直後に避難場所、あるいはまたその後の仮設住宅など、避難者に対する郵便局は大変お世話を承知いたします。

それから、私からも、日本郵便の平成二十七事業年度事業計画の認可に際する要請事項といたしまして、地方創生に資する観点から、ふるさと納税手続の利便性向上のための施策などについても積極的な推進をお願いしました。これも、今しっかりと進めていただいていると先ほどお話をございました。

東日本大震災の後に大変な状況が起きましたが、被災地では、郵便局も流され、あるいはまた、郵便に携わる職員の方々も、亡くなつた方も多くおられるわけであります。

発災直後に避難場所、あるいはまたその後の仮設住宅など、避難者に対する郵便局は大変お世話を承知いたします。

それから、私からも、日本郵便の平成二十七事業年度事業計画の認可に際する要請事項といたしまして、地方創生に資する観点から、ふるさと納税手続の利便性向上のための施策などについても積極的な推進をお願いしました。これも、今しっかりと進めていただいていると先ほどお話をございました。

そこで、私は、横浜市に平成八年から十年ぐらいまで出ていたとしております。

○桝屋委員長 次に、奥野総一郎君。

○奥野(總)委員 質問をさせていただきます。

先ほど、大臣の口から防災協定という話が出ましたが、車両の郵便局をもつて対応してくれたということになつております。

そういう中で、発災から五年目ということで、まだまだ復旧復興していない郵便局もあるのではなかつて取り組んでいただきますようよろしくお願ひ申しますし、会社も、しっかりと上場に向けて組み、そしてまた、移動型の郵便局といいますか、車両の郵便局をもつて対応してくれたということになつております。

そういう中で、発災から五年目ということで、まだまだ復旧復興していない郵便局もあるのではなかつて取り組んでいただきますようよろしくお願ひ申しますし、会社も、しっかりと上場に向けて組み、そしてまた、移動型の郵便局といいますか、車両の郵便局をもつて対応してくれたということになつております。

私は、横浜市に平成八年から十年ぐらいまで出ていたとしております。

○桝屋委員長 次に、奥野総一郎君。

○奥野(總)委員 質問をさせていただきます。

先ほど、大臣の口から防災協定という話が出ましたが、車両の郵便局をもつて対応してくれたこと

になつております。

私は、横浜市に平成八年から十年ぐらいまで出ていたとしております。

○桝屋委員長 次に、奥野総一郎君。

○奥野(總)委員 質問をさせていただきます。

ユニバーサルサービスというのを課されながら、いけないんですね。これは非常に難しい。郵便のあるいは、会社全体でいえば金融のユニバーサルサービスというのも課されながら、なお、しかもこうした公共的な業務を担いながら独立採算でやつっていくというのは非常に難しい。當利と公共性を求めるというのは非常に難しい。

これは昔から、公社の時代からもそうでありますけれども、だから民営化の議論が起きたんですね。果たして株式会社という當利追求の形態がいいのかどうことが議論になつて、それは決着がついたわけがありますが、しかし、なお、どうやってユニバーサルサービスとしてこういった公共的な業務を維持していくのかというのが課題として残っているということだと思います。

そこで、きょうはユニバーサルサービスをどうやって守つていくかという話も主として伺いたいのですが、きょうお配りした資料、日本郵便株式会社の先日出た決算についてお配りをしております。

これは先ほど黄川田先生の方からも御質問がありました。この表をまず見ていただきたいと思うんですが、日本郵便全体として見ますと、先ほど御答弁がありまして、増収減益。

今期は、前期に比べて四百五十一億円営業収益があふえていますが、人件費等がふえた結果、営業損益が、三百六十三億減って、日本郵便全体としては百六億円、経常利益二百二十億円ということで、辛うじて経常損益も黒字になつているということなんですね。しかし、郵便、物流事業だけ見ますと、営業損益は百三億円の赤字ということが見てとれます。非常に郵便事業は厳しいんだなとうのが明らかだと思うんです。

それで、先ほど決算のことについて出ていましが、この決算について、では、会社としてどう評価されているかということをまず伺いたいと思います。

○壇井参考人 決算の評価についてのお尋ねでござります。

先ほど来御説明いたしておりますように、営業収益につきましては、郵便物数の減少が続く中で、ゆうパックやEMSなどの取扱物数の増加により、增收を図っております。一方、営業費用につきまして、その取扱物数の増加に伴う費用や、賃金単価の上昇に伴う人件費の増加、それから基盤整備強化等に伴う投資に伴う費用の増加などによりまして、結果、営業利益が前期比三百六十三億円減の百六億円ということで、增收減益となつております。

前期比で增收減益となつておりますので、これを何とか增收収益に持っていくように取り組んでいかなければいけないと考えておる次第でござります。

ね。加えて、今期、大口のダイレクトメールを出すところが出来なくなつたというような話を聞いています。こういう、何が起るかわからないだけですから、どうやつて収益を上げていくかといふのは常に考えていかなきやいけないと思うんですね。

それで、気になつたのは、人件費があふえたといふのは、ある意味しようがないと思うんです。ただ、物数が、EMSとかゆうパックがあふえたけれども、その手数料があふえてしまつていて。要するに、売れば売るほど利益が減つっていく。増収減益ですから、収益があふればあふれるほど利益が減つてしまつというところが非常に私としては気にならぬわけですね。

購入して建物を建てて、初期投資にお金がすぐかかると思うんです。

一方で、こうやって物数も減っていく。その間はこういうコスト構造はなかなか改善されないわけでしょうねから、むしろこれは当初は収益の圧迫要因になるんじゃないかな。少なくとも今期はまだ出てきていないわけですね、数字的に。

二〇一五年から二〇一七年においてはコストの圧迫要因になる、より一層減益の方向に働くんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○壇井参考人 お答え申し上げます。

私どもが、収益拡大につきまして、利益拡大と言つたらよいでしょうか、どのような展望を持っているかということについて、御説明を申し上げまことに思つております。

先ほど来御説明いたしておりますように、営業収益につきましては、郵便物数の減少が続く中で、ゆうパックやEMSなどの取扱物数の増加により、增收を図っております。一方、営業費用につきまして、その取扱物数の増加に伴う費用や、賃金単価の上昇に伴う人件費の増加、それから基礎整備強化等に伴う投資に伴う費用の増加などによりまして、結果、営業利益が前期比三百六十三億円減の百六億円ということで、增收減益となつております。

前期比で增收減益となつておりますので、これを何とか增收減益に持つていくよう取り組んでいかなければいけないと考えておる次第でござります。

○奥野(総)委員 先ほどの資料の裏側に物数の推移というのを書かせていただいていますけれども、今期も、前期と比べて一・三%減少してしまいます。とりわけ郵便は一・一%の減少ですね。郵便が減少している中で、ゆうパックは頑張っている、あるいはEMSは頑張っているというふうだとだと思います。これだけ大幅な減少をしながら、よくやつているとも言えるわけですね。

これは通告していませんが、郵便がこれだけ例年に比べて減つている要因というのは何かわかりますか。

○壺井参考人 郵便の減少につきまして、インターネット等他の手段等もございまして、趨勢的に、郵便物の取り扱いについては残念ながら減少傾向にございますけれども、他方、DMのよさをお勧めしたり、また学校等で手紙の書き方教室等を積極的に展開することによりまして、郵便の御利用もふやしていけるように、減少を食いとめられるように取り組んでいるところでございます。

○奥野(総)委員 よく見ると、ゆうメールも伸びが低くなっていますね。これもあって、全体の物数のマイナスがあえているということが読み取れます。

確かに、全体として郵便はやはり減る傾向に歯どめがかからない、どんどん減つているわけですが

ね。加えて、今期、大口のダイレクトメールを出どころが出さなくなつたというような話も聞いています。こういう、何が起こるかわからないわけですから、どうやって収益を上げていくかということは常に考えていかなきやいけないと思うんですね。

それで、気になつたのは、人件費があえたといふのは、ある意味しようがないと思うんです。ただ、物数が、EMSとかゆうパックがあえただけでも、その手数料があえてしまつて。要するに、売れば売るほど利益が減つていく。增收減益ですから、収益があふれればあえるほど利益が減つてしまつというところが非常に私としては気になつくるんでしょうね。

それをどうやつて効率化していくかということなんですが、今、郵便、物流ネットワークの再編につきまして、これは本年四月に公表しました日本郵政グループ中期経営計画の中でも示しておりますけれども、二〇一五年度から二〇一七年度までの三年間で、段階的にこの再編に投資をしていくことといたしておるものでございまして、安定的な損益改善効果が実際に生じてきますのは、二〇一八年度以降と見込んでいるところでございます。

○奥野(総)委員 これは、千葉県にも持つてくる。巨大な物流センターをつくり、そこに巨大な区分機を置いて、そして道順組み立てまでやるんですけどね、それによって効率化していくといふプランで、非常に大事だとは思うんですが、なかなかその用地が見つからないなり、あるいは土地の価格の高騰とかいろいろあるということで、思うように進んでいないといふに私は感じてゐるわけです。これは仮に予定どおりにいったとしても、二〇一五年から二〇一七年まで、土地を

購入して建物を建てて、初期投資にお金がすぐかかると思うんです。

一方で、こうやって物数も減っていく。その間はこういうコスト構造はなかなか改善されないわけでしょうねから、むしろこれは当初は収益の圧迫要因になるんじゃないか。少なくとも今期はまだ出てきていないわけですね、数字的に。

二〇一五年から二〇一七年においてはコストの圧迫要因になる、より一層減益の方向に働くんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○壺井参考人 お答え申し上げます。

私どもが、収益拡大につきまして、利益拡大と言つたらよいでしょうか、どのような展望を持つておられるかということについて、御説明を申し上げたいと思っております。

先ほど申しましたグループ中期経営計画におきまして、郵便・物流・金融窓口合わせて、連結業収益三・一兆円。こういうものをを目指しているというようなことを申し上げましたが、郵便・物流事業におきましても、郵便物数の減少要因はござります。他方、通販、Eコマース市場を中心にゆうパック、ゆうメールは非常に拡大をいたしております。したがいまして、営業収益は伸びております。

金融窓口事業につきましては、先ほども申し上げましたので割愛いたしますけれども、先生お尋ねのとおり、郵便・物流事業につきましては、先ほど申しましたように、郵便につきましては減少傾向にありますけれども、ゆうパック、ゆうメールは伸びております。

そういう中で、費用につきまして、そのゆうパックの取り扱い増に伴う費用の増加というのがあります。これを、業務量の増減に合わせて労働力を調整する、また、先ほど御指摘のありましたネットワークの再編を行う、また、作業の機械化等、省力化等を進めるということで生産性を向上させることによりまして、営業費用の伸びを抑制して、二〇一七年度の全体としての経常利益三百五十億円程度、当期純利益三百億円程度に結びつかると思っています。

けていくというべきあいな展望を持つておるところでございます。

○奥野(総)委員 これは、人がやる部分が圧倒的に多いですから、人件費の方はなかなか抑えられるわけにはいかないと思うんですね。ですから、こういったネットワークの再編のようなことをしっかりとやつていかなきやいけないということだと思います。

面厳しい状況が続くということだけ思つても、今、当面が言いたいかと、だから、この時点でこういった収益に影響が出るような信書便の開放をやるんですかということを聞いておられます。

大臣、信書便事業の現状について、評価等々伺いたいと思います。

○高市国務大臣 信書便事業ですけれども、これまで一般信書便事業への参入はございませんが、特定信書便事業には四百三十六者が参入しております。また、特定信書便事業の引受通数及び売上高は順調に伸びて、平成二十五年度は事業者全体で対前年度比約一・一倍の約千九百九十二万通の引き受け、約百十五億円の売り上げを計上しています。

特定信書便事業の中では、三辺の合計が九十七ヶ所を超えるまたは重量が四キロを超える信書便物を扱う大型信書便サービス、いわゆる一号役務、及び、一通の料金が千円を超える信書便物を扱う高付加価値サービス、いわゆる三号役務の伸びが大きくて、自治体内ですか企業内の各拠点を巡回集配するサービスですか、慶弔用のメッセージカードの配達サービスを始めとして、参入事業者が多様なサービスを今提供しておられる、そういう状況だと思つております。

○奥野(総)委員 市場のバイ 자체が広がって新しいサービスが出てくることにおいて、それは私らしいことだと思います。一方で、先ほど一般信書便事業への参入はないというお話をありましたけれども、ヤマトさん

は、従来、一般信書便事業をやりたい、やりたいと声を上げていたやに聞いています。そのヤマトさんがメール便を撤退したというふうな記事を読みましたけれども、この経緯、そして、その後どうなつてゐるのか。撤退したといつても、お客様にどうがいらっしゃるわけですか、そのお客様にどう対応しているのか、伺いたいと思います。

○武田政府参考人 お答えいたします。ヤマト運輸は、本年三月末をもちまして、カタログなどの信書に該当しない荷物を配達するクロネコメール便のサービスを廃止したところでございます。

四月以降は、それまでのクロネコメール便、約九割が法人用だと伺つておりますが、法人向けにはクロネコDM便という名前で同様のメール便のサービスを継続しているものと承知しております。

○奥野(総)委員 要するに、もうかるDM形式のものはやつていて、今の話だと、残り一割の一般のお客様については行き場がない。それは郵便を使つてくださいんでしょうか、ある意味、きちんとした責任を果たしていない。一般信書便というのは、ユニバーサルサービスをやるわけですから、誰が出しても引き受けなきやならない、そういう責任を負うわけでありますけれども、そういう責任はやはり果たしたい。それは、さつき申し上げましたけれども、私企業である以上、そういうところはやむを得ないところがあると思うんです。

○奥野(総)委員 これは、ではユニバーサルサービスといふのは誰が守るんですかと、やはりなかなか純粋な民間企業には難しいんだということをあらわしているというふうに思います。

その上で、今回規制緩和をするわけですから、も、先ほど、ユニバーサルサービスに与える影響についていろいろ、八十九億円ですか、答弁がございました。七十三センチのところが十八億円で

なんですが、その中で、微々たるものだから影響がないんだ、そして、むしろ新たなお客さん、新たな顧客の開拓ができる、こういう答弁だったと思ふんです。

これはちょっとと通告していないんですが、その規制緩和によって見込まれるんでしょうか。○武田政府参考人 お答えいたします。

今現在、四百者を超える特定信書便事業者が参入しておりますが、その中でも、例えば二十四時間三十分単位で配達時間指定をできるようなサービスを提供しているとか、非常にセキュリティが現に出でているわけございます。

今回、検討に当たりまして意見、要望を伺ったところ、関係業界からも、今回のこういった規制緩和の中で新たな需要の掘り起こしに積極的に取り組んでいただきたい。また、今、業界団体におきましても研究会でそれについていろいろと知恵出しをしているというふうに承知しております。

○奥野(総)委員 景気が回復して、こういうコスト、通信にかけるコストがあえてくればいいですけれども、なかなかはつきり新たな市場というのも数字として出てきているわけじゃないですね、幾ら広がるというのが出てきているわけじゃない。そこが非常に不透明なんですよ。

だから、およそ九十億円、八十九億円ですか、日本郵便の郵便の売り上げに比べればコンマ数%、微々たるものだと言うかもしれませんけれども、先ほど申し上げたように、郵便の物数が全体として減る中で、また、人件費の高騰とか、あるいは資材が高騰している中で非常に厳しい経営を強いられている。そこで本当にこうした緩和を

今このタイミングで行うのが適切かというの私は非常に疑問だと思います。

さらに気になるのは、重ねて伺いたいのは、では、さらに緩和を行う予定があるのかどうか。

この報告書、郵便・信書便市場の活性化方策の在り方というのを、これは中間答申ですか、見ま

すと、「見直しの方向性」ということになつていて、一号役務についていえば、七十三センチを超えるものについては追加、そして、四キログラムを超えるものとされているところ、これをまた、一般信書便役務に係る信書便物の重量二百五十グラム以下と重複しない重量の信書便物についても、将来、必要に応じて追加を検討することが適当である、こういうふうに書かれています。

また、三号役務についても、五百円への引き下げは影響が大きいとして見送つてあるものの、この報告書によれば、三号役務の料金基準については、今後も経済情勢の変化等を踏まえつつ、彈力的に見直していくことが必要である。これは、五百円じゃ非常に厳しい、影響が大きいといふことで見送つてあるにもかかわらず、また下げる、将来検討するということも書かれているわけあります。

伺いたいんですが、この報告書にこう書かれてるんですけど、さらなる緩和を行つつもりがあるのかないのか。そして、私は、ユニバーサルサービス確保の観点から、後ほど伺いますけれども、やはりユニバーサルサービスの確保策というのがはつきりしない以上、こういう開放はしていくべきじゃないと思うんですね。ですから、歯どめが必要だと思うんですが、今後、さらなる開放について、はつきり、しないといふ答弁はしていただけますでしょうか。

○高市国務大臣 平成二十六年十二月の情報通信審議会の第二次中間答申において指摘されたことは、今もう奥野委員が紹介していただいたとおりでございます。特に、重量の基準の緩和のニーズなどについて、これは信書便物の大きさと重量に相関関係があることからということでございます。

いずれにしましても、特定信書便事業の業務範囲というのは、信書便法上、法律で直接具体的に規定しておりますから、仮に、将来さらなる拡大を行う、そういうニーズが非常に出てきたという

最後に一言、大臣、全然関係ない話なんですが、きょうはNHKは一切聞かなかつたんですが、会長についていろいろ苦言を呈しておられますが、NHKのトップとしてふさわしい振舞いというのはどういうもので、今の会長はきちんとやつておられるかどうかということについて、ちょっとテーマはかわりますけれども、御発言いただければと思ひます。

○樹屋委員長 高市総務大臣、時間が来ておりました。簡略にお願いします。

○高市国務大臣 最近、民間では、民間ではといふ言葉を連發されておられますので、NHKは民間企業ではなく特殊法人でございます。多くの国民・視聴者の皆様の受信料によって運営される公共放送のトップとしての重要な役割を認識しているので、早く信頼を取り戻していただきたいと思っております。

○奥野(総)委員 以上です。お時間をいただきまして、ありがとうございました。

○樹屋委員長 次に、水戸将史君。

○水戸委員 維新の党の水戸将史でございます。修正案につきまして、我が党からも提案をさせていただいています。先ほど、提案者の吉村委員からも趣旨説明がございました。せつかく趣旨説明もいただいたものですから、もっと深掘りして、今の現状はどうであるのか、その問題点はどこにあるのかといふことも含めて、まず冒頭、提案者から、信書の送達に関する現行法の問題点がどこにあると考えているのか、それを簡潔にお答えいただきたいと思います。

○吉村委員 お答えいたします。
まず、現行法では、信書の送達ができるのは、日本郵便株式会社と許可を受けた信書便事業者に限られておりまして、これらの者以外の者が信書の送達を行うことは禁止されているとともに、何人もこれらの者以外の者に信書の送達を委託することが罰則をもつて禁止されております。しかしながら、信書の定義は郵便法に規定されているものの、どのような文書が信書に該当する

のか、一般的な利用者には非常に判断しがたいものであるというふうに認識しております。提案者としましては、一般的な利用者が、法違反をしている認識がないまま日本郵便株式会社以外の者に信書の送達を委託してしまう、そして罪に問われるリスクがあるということが問題であるというふうに考えております。

また、一般的な利用者に対するこういったリスクがあることによって、運送サービスに関する議論が運送サービスに關して国民党の利便性が低下する、そういうことがあるのであれば、それも望ましいものではない、そのように考えております。

○水戸委員 今提案者からもお答えがありましたとおり、確かに今まで、いろいろな審議会等々も通じまして、いろいろなケースもございまして、信書の定義がはつきりわかりにくいといふことが多くの関係者からも寄せられているわけあります。

実際、どのような文書が信書に該当するのか、一般利用者にも判断しがたい場合もあると認識されています。

信書とはこのように定義されております。「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」というふうに規定されております。これは郵便法第四条二項にございます。信書に該当するか否かの判断は、文書の内容から実質的に行う必要がございます。

総務省のガイドライン、信書に該当する文書に関する指針がございますけれども、これによれば、例えればいわゆるダイレクトメールは、文書自体に個々の受取人が記載されている場合などには該当するけれども、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのような場合には信書には該当しないものとされています。

つまり、同じ文書であっても、状況によってそれが郵便法の信書に該当をしたりしなかつたりするということがございまして、当該文書が信書に該当するかどうかについて一般的な利用者には判断しがたいのではないかというふうに考えてみるところでございます。

○水戸委員 今御答弁でも、総務省のガイドライン、信書に該当する文書に関する指針というのがもう既に出されているんですけど、この総務省のガイドラインがあるので、どのような文書が信書に該当するか否かについて一般的な利用者も十分に判断することができるということも考えられるんですけれども、これについてはどうでしょうか。

○吉村委員 お答えいたしました。

総務省においては、信書に該当する文書に関する指針であつたり、あるいはその信書に該当する文書に関する指針のQ&AとA集を公表しております。また、信書に関する問い合わせ窓口を設けるなど、どういった文書がこの「信書」に該当するのかについての説明に努めているものといふふうに承知しております。

ただ、こういったガイドラインがあるとはいって、既に先ほど申し上げたとおり、そこで示されている解説は一般的な利用者には必ずしもわかりやすいものではないというふうに思っております。また、総務省の窓口に問い合わせても担当者が直ちには回答できない、そういうふうなケースも少なくないものというふうに承知しております。

ただ、こういったガイドラインがあるといえ、既に先ほど申し上げたとおり、そこで示されている解説は一般的な利用者には必ずしもわかりやすいものではないというふうに思っております。また、総務省の窓口に問い合わせても担当者が直ちには回答できない、そういうふうなケースも少なくないものといふふうに承知しております。

○水戸委員 お答えいたします。

○水戸委員 今のお提案の趣旨というのは、送達する業者はともかくとしたましても、委託する側に一般的な利用者に対する罰則をすることは行き過ぎである、そういうような状況下の中においてこの修正案を出されたといふふうに承認いたします。

いわゆる罰則規定がある。第四条第四項にこれに該当するのかどうか、やはり一般的な利用者には明記されていますね。一般的な利用者に対する罰則規定でありますけれども、実際に今までの中での罰則が適用されたケースがあるのかどうか、それをどういう形で認識されていますか。

私がという話もありますし、ガイドラインがあるけれども、やはり一般的な利用者にとっては、これに対する理解、認識はなかなか深まらないといふふうに承認しております。

そういう状況下にあって、我が党からはこういふうな場合にこの「信書」には該当しないものとされています。

それであります。本論に入ります。

聞情報でも、先ほどもありましたね、みまもりサービスをやつたりとか国際物流展開したりとか、あとは不動産開発とか保育事業、そういうところも非常に手がけているというような記事も見受けられますけれども、総務省は、実際、こうした日本郵便株式会社の取り組み状況についてどのようなことを把握されていますか。

○武田政府参考人　お答えいたします。

日本郵便のこれまでの取り組み状況でございますけれども、民営化されましてから、特に、できる限り経営の自由度を高めるという観点から、日本郵便が新規事業を行おうとするときは、あらかじめ届け出ができるようになっております。

民営化された平成十九年十月以降でございますが、日本郵便株式会社におきましては、例えば、承継した土地などを活用した不動産事業、郵便局の店頭スペースなどを活用した広告事業、あるいは今御指摘のように郵便局のみまもりサービス、こういった新しい事業、これまで二十六件の届け出がされているところでございます。

総務省といたしましては、日本郵便を含む日本郵政グループが、引き続き収益力の多角化、強化、経営の効率化など、さらなる推進に取り組み、企業価値を向上させ、国民の皆様に民営化の成果を実感していただける経営を行うことを期待しております。

○水戸委員　確かに、日本郵便株式会社も頑張っていますよ。非常にいろいろないい刺激を受け、今までの殻に閉じこもっているのではなくて、みずから海外展開もしていく、合併もしていこうという形で、本当に一民間企業としてそしてまた発展をしていくんだという意気込みは、私は非常に評価してもいいと思っているんですね。

ですから、今の中において、もちろん、ユーバーサルサービスを確保することは大前提、また、クリームスキミングですか、いいとこ取りといふのもこれもあつちやいけないと思つております。

○水戸委員　やはり、一般信書便事業に対しての民間参入を阻むことは、先ほど言つたように、か

聞情報でも、先ほどもありましたね、みまもりサービスをやつたりとか国際物流展開したりとか、あとは不動産開発とか保育事業、そういうところも非常に手がけているというような記事も見受けられますけれども、総務省は、実際、こうした日本郵便株式会社の取り組み状況についてどのようなことを把握されていますか。

○武田政府参考人　お答えいたします。

日本郵便のこれまでの取り組み状況でございますけれども、民営化されましてから、特に、できる限り経営の自由度を高めるという観点から、日本郵便が新規事業を行おうとするときは、あらかじめ届け出ができるようになっております。

民営化された平成十九年十月以降でございますが、日本郵便株式会社におきましては、例えば、承継した土地などを活用した不動産事業、郵便局の店頭スペースなどを活用した広告事業、あるいは今御指摘のように郵便局のみまもりサービス、こういった新しい事業、これまで二十六件の届け出がされているところでございます。

総務省といたしましては、日本郵便を含む日本郵政グループが、引き続き収益力の多角化、強化、経営の効率化など、さらなる推進に取り組み、企業価値を向上させ、国民の皆様に民営化の成果を実感していただける経営を行うことを期待しております。

○水戸委員　確かに、日本郵便株式会社も頑張っていますよ。非常にいろいろないい刺激を受け、今までの殻に閉じこもっているのではなくて、みずから海外展開もしていく、合併もしていこうという形で、本当に一民間企業としてそしてまた発展をしていくんだという意気込みは、私は非常に評価してもいいと思っているんですね。

ですから、今の中において、もちろん、ユーバーサルサービスを確保することは大前提、また、クリームスキミングですか、いいとこ取りといふのもこれもあつちやいけないと思つております。

○水戸委員　やはり、一般信書便事業に対しての民間参入を阻むことは、先ほど言つたように、か

えつて郵便・信書便産業の発展を阻害することになりかねない、これは国民の皆さんにとって不利なことになると私は危惧するんです。

だから、国内電気通信事業において一つの成功事例も先ほどお述べいただきましたけれども、やはりどこでも使える電気通信事業に関しては、お客様に対しても、均一料金、低価格等々を含めて、やはりどこでも使い勝手のいいようなサービスを展開するのは、これは電気通信事業についても同様な形で指摘され一層踏み込むということについてもつとフルットな考え方で、そして、参入条件の緩和についてもよりあるんじやないか。また、今回の特定信書便事業につきましても、小手先の緩和だけではなくて、抜本的な緩和を図ることも必要ではないかと思うんですけども、それについてどう認識されておりますか、大臣は。

○高市国務大臣　今、委員の方から、クリームスキミング、こういったことは避けなきやいけないし、ユニバーサルサービスは確保しなきやいけないし、そういう御認識はいただいたところで思つてます。

やはり、全国における引き受け、配達、これは必要最小限の参入条件を設けているものであります、このことが郵便・信書便産業の発展を阻害しているとは考えておりません。

また、今回の特定信書便事業の業務範囲の拡大は、特定信書便事業者からの要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行つた上で提案しておりますので、現時点では、特定信書便事業についても、これ以上の緩和は適当ではないと考えております。

一般信書便事業の参入条件につきましても、これまでさまざま経緯があつた中で、平成二十五年十一月の情報通信審議会の会合で、関係事業者であるヤマト運輸、佐川急便さん、信書便事業者協会に対してヒアリングをしましたが、そこでも、参入条件の緩和を求める意見ですとか参入要件が不明確だという意見は出されなかつたと承知しております。

○水戸委員　やはり、この議論の本丸は、何と

いくかという話に尽きると思うんですね。

先ほども若干触れましたが、例えば国内電気通信事業に関しては、お客様に対しても、均一料金、低価格等々を含めて、やはりどこでも使い勝手のいいようなサービスを展開するのは、これは電気通信事業についても同様な形で指摘され一層踏み込むということについてもつとフルットな考え方で、そして、参入条件の緩和についてもよりあるんじやないか。また、今回の特定信書便事業につきましても、小手先の緩和だけではなくて、抜本的な緩和を図ることも必要ではないかと思うんですけども、それについてどう認識されておりますか、大臣は。

○高市国務大臣　今、委員の方から、クリームスキミング、こういったことは避けなきやいけないし、ユニバーサルサービスは確保しなきやいけないし、そういう御認識はいただいたところで思つてます。

やはり、全国における引き受け、配達、これは必要最小限の参入条件を設けているものであります、このことが郵便・信書便産業の発展を阻害しているとは考えておりません。

また、今回の特定信書便事業の業務範囲の拡大は、特定信書便事業者からの要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行つた上で提案しておりますので、現時点では、特定信書便事業についても、これ以上の緩和は適当ではないと考えております。

一般信書便事業の参入条件につきましても、これまでさまざま経緯があつた中で、平成二十五年十一月の情報通信審議会の会合で、関係事業者であるヤマト運輸、佐川急便さん、信書便事業者協会に対してヒアリングをしましたが、そこでも、参入条件の緩和を求める意見ですとか参入要件が不明確だという意見は出されなかつたと承知しております。

○水戸委員　やはり、この議論の本丸は、何と

スと相互通話を提供する電気通信事業者が利用する電気通信番号に応じて拠出するということになります。

○水戸委員　まさに、国内電気通信事業におきましては、各民間企業が、そこに参入した民間企業が費用負担をしながら、例えは全国どこでも固定電話とか、公衆電話は今かなり少くなりましたね。

この電気通信事業に関しては、これは、先ほども言つたように、電電公社がああいう形で民営化してきたという中でマーケットが拡大したところでもありますし、その背景の中において、さはさりながら、やはりユニバーサルサービスは一定以上確保し、維持しなきやいけないというの大前提でこの電気通信事業に関しましても民間開放してきましたね。

平成十四年には基金を新設して、そして事業者全体でユニバーサルサービスを維持するための必要な費用を負担し合つているというようなことがあります。今見受けられるんですけれども、実際、現状において、この電気通信事業についてユニバーサルサービスを確保する、その基金のあり方とか基金の運用はどうなつていますか。

○吉良政府参考人　お答え申上げます。

電気通信分野におきましては、日本電信電話株式会社法第三条におきまして、NTT東西の責務として、国民生活に不可欠な電話の役務のままにく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供に寄与することが課せられております。また、NTT東西が提供します加入電話、それから公衆電話、それから緊急通報をユニバーサルサービスとして位置づけております。

今先生からお話をありましたこれらのサービスにつきましては、都市部を中心とした競争の進展に伴いまして、NTT東西のコスト負担のみで提供を維持することが困難であるというようなことから、その赤字の一部を補填するために、平成十四年にユニバーサルサービス基金を設けたところです。

それについて大臣はどう思いますか。

○高市国務大臣　ドイツやフランスやイタリアにおいては、ユニバーサルサービスを確保するための基金の制度を設けておられます。

ただ、実際に基金から交付された実績がない場合等、事情は国によってさまざまだと思いますけ

おられましたけれども、ここでも述べていただきたいと思います。

○壇井参考人 お答えいたします。

日本郵便といたしましては、情報通信審議会の意見募集に対しまして、二〇一四年十一月、意見を提出させていただいたところでございます。

全体として縮小傾向にある郵便・信書便市場の活性化を図るためにも、政府において、特定信書便事業の領域を拡大するのみならず、郵便の利用促進にも寄与するような施策を打ち出していくた

くとともに、郵便のユニバーサルサービスの維持及び郵便・信書便市場全体の発展に資するような環境整備をぜひとも進めていただきたいと申し上げたところでございます。

また、情報通信審議会において議論されている郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策につ

いて、今回の特定信書便の業務範囲の見直しによる日本郵便への影響についても十分御配慮いただきたいと要望させていただいているところでございます。

以上でございます。

○田村(貴)委員 特定の受取人宛てのダイレクトメールなどの信書が同封される、そういう可能性もあるというふうにもパブリックコメントで載つていただけなんですねけれども、もう少し詳しく、この緩和について懸念される日本郵政の意見を聞かせていただけますか。

○壇井参考人 お答えいたします。

今御指摘の点につきましては、一号役務の拡大による影響につきましては、一号役務の拡大

現現在の三辺計七十三センチメートル超の郵便物の収入額に基づいた影響額は十九億円と推計されていますが、三辺計九十七センチ超とする現行基準のもとでも一部行われているように、基準を最低限満たす大きさの封筒より小さいサイズの信書を封入したものを引き受けているというサービスが提供されているところ、基準が三辺計七十三センチ超まで緩和されると、かかるサービスの提供がさらに拡大することが考えられることが、まだ、三辺

計七十三センチメートル超の宅配便やメール便といった荷物の内容品として、特定の受取人宛てでダ

イレクトメールなどの信書を封入することが可能となることを考慮すると、影響額は十九億円にとどまらない可能性もありますという点を触れさせていただいております。

○田村(貴)委員 加えて、三号役務についてはどうででしょうか。イコールフットティングが確保されないという部分についても説明いただきたいと思

います。

○壇井参考人 お答えいたします。

三号役務の拡大による影響といたしまして、その対象は、電報類似サービスや高セキュリティー

の配達サービスなどの高付加価値のサービスでござります。したがって、弊社としましても将来的に成長する可能性のある分野と考えていますが、

一号役務と同様に、特定信書便事業者は、地域を限定した事業展開や個別の顧客との相対料金の設定が引き続き可能であるなど、競争上のイコール

フットティングが確保されないまま規制が緩和されることについては、改めてその趣旨を明確に御説明いただきべきだと考えますということを申し述べさせていただきました。

○田村(貴)委員 わかりました。

二つの提案に対しては、日本郵便の方からもうござった懸念が表明されています。

大型信書便サービスの、七十三センチ超といいうサービスの提供なんですねけれども、私、ここにちょっと袋を持ってまいりました。

A3サイズの信書便への緩和ということで、こ

れがA3の紙ですね。この紙が入る紙袋、市販さ

れているもの、たくさんあるんですけども、こ

れが入る。そして、閉じます。このサイズですと、大体これは九十一センチぐらいあるんですねけれども、幅を縮小して、まちを削って、そうすると、A3が入つても七十三センチ超の形態の袋ができ上がるということが考えられます。

もう市販では宅配袋というのがありまして、一度の改正をもつてそうしたサービスに合わせた宅

配袋というのも出てくるのではないか、これは非常に大きな参入が見込まれるんじゃないかななどいうふうにも私は思っています。

ここにあるのは、これはポスタークースであります。A3の紙であつても、またカレンダーであつてもポスターであつても、丸めて入れたら送れるんですけども、この三辺の計は約七十九センチでありますから、まさに今度の改定があつたらこうした箱も信書便として使われるんじゃないかと思うんですけれども、こうしたものもないと

いうことでどうか、総務省。

○武田政府参考人 お答えいたします。

今お示しの袋あるいは、サイズがまさに三辺七十三センチ超を満たしておれば当然扱えるというものでございますし、また、今ダイレクトメールとかいろいろございましたけれども、もちろん、信書便物ですから、信書以外にも合わせて物も送れるということは、それは事実でございます。

○田村(貴)委員 A3のものがそのまま入る、そして信書便として扱える。形態も、こうしたボックス形のものなどからいろいろと広がっていくのではないかというふうに思います。

私は、ここはもうかる部分だと思うわけですよ。もうかる部分は拡大していく、緩和していく、これがちょっとやはりいいとこ取りになつてしまつたのではないかというふうに思いますが、

もうかる部分は拡大していく、緩和していく、このではないかなという心配を持つております。

先ほど日本郵政の方からは、一号役務については特定の受取人宛てのダイレクトメールなどの信書を同封する可能性がある、それから、高付加価

値サービス、三号役務については、地域限定や個別の顧客との相対料金の設定が可能など、競争上のイコールフットティングが確保されないという率

直な懸念の表明があつたわけでありますけれども、この声に対しても経済省はどのように答えられますか。

○武田政府参考人 お答えいたします。

既にパブリックコメントの際にも、審議会とし

りでございます。

特に懸念の影響でござりますけれども、繰り返しになつて恐縮でございますけれども、具体的に、今その範囲において売り上げ収入を上げています。A3の紙であつても、またカレンダーであつてもポスターであつても、丸めて入れたら送れるんですけども、この三辺の計は約七十九センチでありますから、まさに今度の改定があつたらこうした箱も信書便として使われるんじゃないかと思うんですけれども、こうしたものもないと

いうふうに認識しております。

また、イコールフットティングとの関係でござりますが、そもそもこの特定信書便事業、地域を限定した事業展開、あるいは相対料金の設定、こういったクリームスキミングを防止する措置を講じなくて郵便へのユニバーサルサービスの提供に一号役務と同様に、特定信書便事業者は、地域を限定した事業展開や個別の顧客との相対料金の設定が引き続き可能であるなど、競争上のイコール

フットティングが確保されないまま規制が緩和されることについては、改めてその趣旨を明確に御説明いただきました。したがって、弊社としましても将来的に成長する可能性のある分野と考

えて、今回のこの緩和による影響については、そのユニバーサルサービスに支障を来すものではない

ことだ

りでございます。

○田村(貴)委員 そこは慎重に予測をされた方がいいんじゃないかなと思います。私は、素人考えで、こうしたところはかなりいいとこ取りになつてしまつたのではないかということを今申し上げた

昨年十二月の情報通信審議会におきまして、特定信書便の役務の範囲について、必要に応じて一号役務の範囲への追加を検討することが適当としています。三号役務についても、経済情勢の変化を踏まえ、弾力的に見直していくことが必要として

て、見直しの方向性を述べています。

大型信書便サービスは、今回九十七センチ超か

ら七十三センチ超への緩和となつていますけれども、角形三号封筒、このサイズの四十九・三センチにさらに拡大緩和されますと、その影響額は八十三倍にもなつてしまります。

そこで、お伺いします。

今回の法改正、緩和というのは将来への布石といふうに位置づけておられるのか。いかがで

すか。

○武田政府参考人 お答えいたします。

今回御提案をしております特定信書便業務の範囲拡大でございます。これは、こちらのとおり、信書便法上、法律で直接具体的に規定しているものでございます。

仮に、将来さらなる拡大を行う場合には、郵便のユニーバーサルサービスに与える影響を検証した上で、改めて国会に法律案を提出し、御審議をお願いすることになるかと存じます。

質問を続けていきたいと思いま

ここで、改めてユニバーサルサービスの意義について確認をしたいと思います。

エニバーーサルサービスは、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を推進することと規定されています。

あまねく公平に提供するから、当然コストもかからずまいります。日本郵便では、ユニバーサルサービスの維持に努めておられると思いますけれど、今日の文部省見解によると、各書店は書籍を

とも、今回の改正が実現した場合、経営に景観権をもたらすことがあるのではないかと私は考えます。

さらなる効率化、コストカットが必要だとの考え方を持つておられますか。これは日本郵便の方にうなづいています。

○壇井参考人 日本郵便といたしましては、先ほど御説明もいたしましたが、特定信書便事業の業務範囲の拡大により、郵便のユニバーサルサービスの確保に影響の及ぶことのないよう、政府において郵便の利用促進にも寄与するような施策を打ち出していくなどとともに、郵便のユニバーサルサービスの維持及び郵便市場、信書便市場全体の発展に資するような環境整備をぜひとも進めていただきたいとの意見を御提出させていただいたところでもござります。

同時に現状において無駄物数の減少に向か

続いている中で、今後も郵便のユーバーサルサービスを確保していくために、今回の法改正にかかわらず、採算性の維持向上に向けた取り組みを推進していく必要があると考えております。収益拡大のための取り組みも進めるとともに、業務量の増減に合わせた労働力の調整、仕事のやり方の見直し、作業の機械化等による生産性向上などに取り組んでいるところでございます。

○田村(貴)委員 大変苦しいところだというふうにも思うんですけれども、ここで、高市大臣にお伺いしたいと思います。

全国を対象エリアとし、そしてポストをくまなく配置し、統一料金で三日以内の配達を義務づけている一般信書便事業には、民間業者はまだ一者も参入していません。そのことについての意義について、どう受けとめておられるか。

また、全国、離島の隅々までカバーするユニバーサルサービスの意義について、大臣はどう受けとめておられるんでしょうか。

○高市国務大臣 郵便と同様に全ての信書の送達が可能な一般信書便事業は、法人や都市部など採算性の高い顧客に対してのみサービス提供が行われると、ユニバーサルサービスの確保に支障が出てくるということから、委員がおっしゃったように、全国における引き受け、配達、隨時、簡易な引き受け方法の確保、全国均一料金という参入要件が課されています。

また、こうした参入要件というのは、法令で明確になつております、信書の定義も含めて、制度の周知を行つております。

参入するかしないかというのは各事業者の経営判断でござりますけれども、離島も含めて、同じ料金で、そして簡単に引き受けられる、こうしたユニバーサルサービスを私たちが享受できるということは、これはやはり地方創生にも資するものでありますし、どんな場所に住んでいても安全に安心して生活ができる、こういう公共的な意味合いも持つと思います。

便事業に参入していない、この状況について、日本郵政としてはどう受けとめておられますか。

○壇井参考人 当社といたしましては、国民の生活インフラである郵便事業を、なるべく安い料金で、あまねく公平にサービスを御提供していくといふところに取り組んでいるところでございまして、法令で定められたユニバーサルサービスの水準の維持に努めてきております。

お尋ねの、一般信書便事業への参入がこれまでにないことにつきましては、各社の経営判断によるものでござりますので、当社としてコメントさせていただく立場にはないという点を御理解いただきたいと思います。

○田村(貴)委員 やはり日本郵政でないとできないサービス、ユニバーサルサービスです。だからこそ、このユニバーサルサービスの財源もしっかりと確保する必要があると思います。

日本郵政の経営状況について御説明いただけますか。

○壇井参考人 二〇一五年三月期の決算状況について御報告をさせていただければと思います。

日本郵便の期末決算といたしましては、営業収益は、郵便物数の減少が続く中でありますけれども、中小口営業の取り組み等によりまして、ゆうパックやEMSなどの取扱物数の増加などによりまして、前期比四百五十一億円増の二兆八千九百九十一億円の収益を上げております。

一方で、営業費用につきましては、ゆうパックやEMSなどの取扱物数の増加に伴う費用や雇用情勢による賃金単価の上昇に伴う人件費の増加、基盤整備強化としての次世代情報端末の全国展開等の投資に伴う費用の増加などによりまして、前期比八百十五億円増の二兆八千八十四億円となつたところでございます。

これらの結果、営業利益が前期比三百六十三億円減の百六億円、経常利益が前期比三百五億円減の二百二十億円となつて、当期純利益は前期比百七十四億円減の百五十四億円となつております。通期見通しの損益は上回っておりますが、前期比

では増収減益となつておるところがござります。
○田村(貴)委員　このうち、日本郵便は純利益が半減していきます。三期ぶりに営業赤字になつた郵便、物流事業のてこ入れが課題だというような報道もあつて、いるところであります。
利益が半減する中で、もうかる部分を明け渡していくやり方は、私はやはり経営の健全化に逆行していくものではないかなというふうにも思つわけであります。九十億円の影響は、経営状況から見ても決して軽微なものではないというふうに思つわけであります。
次の質問に移ります。
ユニバーサルサービスを支える上でもう一つかなめとなるのが、非正規雇用労働者の待遇改善であります。
そこで、日本郵便に聞きます。
日本郵便で雇用されている非正規労働者の数の推移はどうなつて、いるでしょうか。二〇〇九年十月、二〇一四年十月現在の比較で教えていただけますでしょうか。あわせて、非正規労働者の割合もお答えいただければと思います。
○壇場参考人　お答えいたします。
まず、非正規社員の雇用数の推移を申し上げます。
平成二十五年四月時点で、約十九万一千人でございます。これを八時間換算、一日八時間勤務で労働力換算した場合は、約十二万七千人でござります。二十六年四月時点で見ますと、約十九万二千人でございます。これを先ほどの労働力換算した場合は、約十三万人となります。平成二十七年四月時点では、約十九万八千人でございます。仮に先ほど申しました換算をした場合は、十三万六千人となります。
全体として、正社員も伸ばしております。全体としての社員数も増加しておりますが、非正規社員の比率についてのお尋ねがございましたので申し上げますと、平成二十五年四月では、四八・六%、数としてはそうでございます。労働力換算した場合の比率でいいますと、三八・六%になり

ます。平成二十七年四月、飛んで申し上げます

と、数では四九・四%でござります。八時間換算

した場合は、四〇・一%となります。

以上でございます。

○田村(貴)委員 非正規雇用労働者がまさに半数を占めているというような状況であります。

配達員の多くは非正規雇用労働者であります。

日本郵便では、多くの非正規雇用労働者が正社員と同じ仕事を担っています。コストカットで正社員が減った分、かわりに業務を担いながら、待遇では差別をされています。

私、機会がありまして、非正規雇用の郵便で働く人たちの声を聞かせていただきたいことがあります。

一部を紹介させていただきたいんですけれども、例え

ば、ゆうパックの集荷、配達担当の方がおられます。バイクで仕事をすることも多々ある

んですけども、一分おくれただけでも一十分路

上で説教を受けたことがある。そういう厳しい世界で同じように働いているのに、待遇の格差があ

るのではないかと思う。

病休にも格差がある。正社員は最大年百八十日の有給、非正規は十日のみで無給である。弔事があっても、非正規は無給だ、正規の方は有給がとれる。正規と非正規に命の差があるのですかと上司に質問をしたこともある。

長年勤め、正社員を教えた経験もある私たちには、雇用継続の期待があつても当然だと思う。にもかかわらず、何の予告もなく解雇をされた。解雇されたという人がいます。お盆休みが明けて出勤したら、私の机に別の人が新人として座つていた。人を人として扱つていらない。時給は、内勤で七百六十円、外勤八百円、これで何時間働けば暮らしていくかというのか。

非正規八年目、最近ようやくスキルが最高のAランクになった。でも、手当が少ない。結婚したいが相手の方が収入が上、生活は二人合わせて何とかやつていけるが、子供を持つとなると厳しい。均等待遇があれば一層ばかり面目に働くこと

ができると思う。

こういう声もありました。

ここは物すごく大事だと思うんですね。日本郵便、この声をどのようにして受けとめておられる

でしょうか。率直なところをお聞かせいただきたい

と思います。

○壺井参考人 まず、郵便、物流事業のサービス

提供のためには、期間雇用社員の方々の確保は非常に重要であります。地域ごとの市

場環境に応じた時給単価を設定するなど、必要な労働力を確保に努めているところでございます。

これを第一点にお答えいたしますけれども、お尋ねの点について申し上げますと、当社における

社員の働き方、それから社員に求める期待役割を踏まえて、正社員、期間雇用社員の社員数等を決

定いたしておりますところでございます。

正社員には、主として各業務の責任者として、

業務運行及び期間雇用社員の指揮監督等に従事し

ていただいております。期間雇用社員の方々には、主として郵便局における各作業などの定型的

な業務に従事していただいているところでございます。

てまいりたいと考えておる次第でございます。

○田村(貴)委員 必要な改善に加えて、大きな改

善もお願いしたいというふうに思います。

日本郵便の純損失の拡大の一因として、募集に

いたことも報道されているところであります。なぜ

人が集まらないのか。あの職場はどうもきつそ

うだ、なかなか昇給もない、正社員にもなれない、

ノルマもある、そうしたところが一つのイメージ

となつて、またこの状況が悪化しないことを、改

善を大幅に進めていただきたいというふうに思

います。

最後に、今回は特定信書便業務について、業務

拡大、緩和についていろいろお尋ねをしてまい

りました。しかし、以上述べてきたように、ユニ

バーサルサービスとしての郵便業務を維持してい

くことを考へると、今回の提案は、影響は決して

小さいとは言えないというふうに思つていて

郵政民営化が議論になつたとき、私は議員では

ありませんでしたけれども、鹿児島県の、先生も

おられますけれども、奄美大島に行つて、船に

乗つて離島に行つて、その離島からまた船に乗つ

て離島に行く、そこにもちやんと郵便の業務が

あつて、すばらしいユニバーサルサービスなど

いうふうに感じた次第であります。このサービス

をやはりしっかりと維持していくことが必要だと

思います。

最後に、大臣、日本郵政は上場企業になること

を目指すのではなくて、ユニバーサルサービスと

しての提供義務を負う日本郵便の事業を堅実に維

持していくことが何よりも重要なと思想します。こ

こをしっかりと支援していく、これが総務省の役割

だというふうに私は考えますけれども、厳しい経

営が迫られている日本郵便の支援について、いか

がお考えでしょうか。先ほどからは、総務省から

の実効ある施策とか提案も必要だというお話をあ

りました。いかがでしょうか。

○高市国務大臣 株式売却についてまずお話をございましたので申し上げますが、日本郵政の株式

につきましては、郵政民営化法において、政府の保有割合をできるだけ早期に減するものとされておりますから、郵政民営化を着実に進めるため

に、株式上場は極めて重要なだと考えております。

ユニバーサルサービスの安定確保は、委員御指

摘のとおり、大変重要なものであると受けとめて

おります。非常にコスト面での課題もあり大変な

ことだと思いますけれども、まずは経営効率も高めつつ、一番大事なのは、やはり収益力を強化し

ていくことによってその責務を果たしていく

ことが大切だと思いますので、政府としてもしつかりと後押しをさせていただきます。

○田村(貴)委員 時間が来ました。しっかりと受けとめて頑張っていただきたいと思います。

○吉川元君 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。

本日の質疑、ほかの委員の方と少し質問がダブ

ることもあるかと思いますが、答弁をよろしく

お願いしたいと思います。

○舛屋委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 改正郵政民営化法によつて、郵便局が、貯金、

保険の基本的なサービスを含め、ユニバーサル

サービスとして一体的に提供するということにな

りました。今回の法改正に当たつても、このユニ

バーサルサービスの提供体制を維持する観点が重

視されなければならないというふうに私は考へて

おります。

そのことを前提として、最初に、信書便法の改

正による特定信書便役務の範囲の拡大についてお

聞きいたします。

まず、大型信書便の一号役務について、現行の

三辺合計九十センチ超を七十三センチ超、A3サ

イズまで引き下げるということになつております。

その根柢として、情報通信審議会が昨年十二月

に取りまとめた第二次中間答申は、三辺合計が七

十三センチ超九十センチ以下の郵便物が、郵便收

入では約十九億円に相当し、収入全体に占める割

合が〇・一五%と比較的軽微であることから、郵

便のユニバーサルサービスの提供に影響を与えるなどいうふうに判断をしております。

同様に、三号業務についても、信書便事業者か

らは、現行の一通千円超を五百円超にまで引き下げほしいという要望が出されておりましたが、これをやると、四百三十億円、郵便事業の収入全

体の三・三六%に達してしまった。これではユニバーサルサービスに重大な影響を与えるということで、今回については八百円超までということになつております。これだと、〇・五五%、約七十億円の影響なので、ユニバーサルサービスに影響を与えないと判断したということでござります。

信書便のサイズや価格の変更がユニバーサルサービスの維持に与える影響を検討したということですけれども、収入の〇・五五、七十億円程度ならオーナー、三・三六、四百三十億円だと重大な影響を与えるという判断、その基準というのが、どこからどこまでだつたらいいのか悪いのか、非常にわかりにくいということを感じます。まず、郵便事業収入の何%、額にしてどの程度に達するとユニバーサルサービスに影響がある、そういうふうに考えておられるのか、その基準を教えてください。

○武田政府参考人 お答えいたします。

今回の特定信書便事業の範囲拡大は、今御指示のように、日本郵便が得ている収入は約八十九億円でございます。郵便収入全体の約〇・七%にとどまつております。

また、特定信書便事業者からは、今回の検討に当たりまして、例えば、創意工夫を凝らしたサービスを開発し、新規需要の掘り起こしに取り組みたい、あるいは、顧客ニーズに対応し、現在提供されていないような創意工夫を凝らした新商品の開発を行う、こういった具体的な意向も示されているところでございます。

一義的に、ここまでがという切り口はなかなかないのでござりますが、今回、このような個々のデータ、あるいは関係者の意向、こういったものを総合的に勘案いたしまして、必ずしも日本郵便

の現在の収入がそのまま特定信書便事業者に移行することはないということを判断いたしまして、

今回のような内容にした次第でございます。

○吉川(元)委員 今回の法改正、全体では最大で八十九億円ぐらいの影響を郵便事業収入に与える可能性があるわけです。

後ほどまた少し日本郵政の方にもお聞きをしよ

うと思ってますが、日本郵便の決算を見ます

と、確かに全体では百五十四億円の経常黒字とい

うふうになつておりますが、セグメント別で見ま

すと、郵便、物流事業でいいますと百三億円の赤

字というふうになつております。

今回の信書便業務の規制緩和の影響、これは郵便事業に与える影響は決して小さいとは私は思えませんし、特に三号業務について言えども、これは非常にもうかる範囲だろう、もうかる中身なんだ

ろうというふうにも私自身は思います。それを

とつていくと、このことは決して〇・

何%だから云々ということではなくて、やはり大き

きな影響が出てくるのではないかというふうに私

は思つております。

次に、信書便の業務委託についてお聞きをしま

す。

まずお聞きしたいのは、信書便事業者において現在行われている業務委託の実態について、「その件数などの数字も含めて教えていただきます。

○武田政府参考人 お答えいたします。

特定信書便事業者の中には、総務大臣の認可を受けまして、例えば配達業務の一部を他の事業者に委託している者もおります。現在、四百三十六者、特定信書便事業に参入しておりますが、この

うちの約一割が信書便の業務の一部を委託してお

ります。

特定信書便業務ごとの実態といったしましては、

大型信書便サービス、次いで高付加価値サービスにおいて委託を実施している事業者が多くなつてござります。

○吉川(元)委員 それは法改正ということになるんでしょうか、その点お答えください。

○武田政府参考人 お答えいたします。

特定信書便事業者の中には、総務大臣の認可を

受けまして、日本郵政が、二〇一五年度から二〇

一七年までの中期経営計画を出されておられます。

それによりますと、最終年度に当たる二〇一七年

度には、郵政グループによって連結税引き後利益

を四千五百億円とするという目標が立てられてお

ります。現在、インターネットあるいは電子メー

ルなどの普及、さらには人口減少という中につ

ても、日本郵便の事業でも三百億円の税引き後利

益を目指すとされております。

しかし、先ほども触れましたとおり、三月期の

されている信書便の業務委託について、同種の業務委託を複数の者に反復継続して行う場合には、手続の簡素化を図ることが適当というふうな提言がされておりますが、この扱いについてはどういうふうになるんでしょうか。

○武田政府参考人 お答えいたします。

信書便法では、通信の秘密を確保する観点から、業務の一部委託の認可におきましては、当該委託を必要とする特別な事情があること、受託者が当該業務を行うのに適した者であることのいずれにも適合している場合に認可をしなければならない旨定められております。

委員御指摘の、業務委託の認可手続の簡素化でございますが、これにつきましては、信書便法令上の基準を満たすことを中心として検討を進めておりますが、決して〇・

何%だから云々ということではなくて、やはり大き

きな影響が出てくるのではないかというふうに私

は思つております。

次に、信書便の業務委託についてお聞きをしま

す。

まずお聞きしたいのは、信書便事業者において現在行われている業務委託の実態について、「その件数などの数字も含めて教えていただきます。

○武田政府参考人 お答えいたします。

特定信書便事業者の中には、総務大臣の認可を

受けまして、日本郵政が、二〇一五年度から二〇

一七年までの中期経営計画を出されておられます。

それによりますと、最終年度に当たる二〇一七年

度には、郵政グループによって連結税引き後利益

を四千五百億円とするという目標が立てられてお

ります。現在、インターネットあるいは電子メー

ルなどの普及、さらには人口減少という中につ

ても、日本郵便の事業でも三百億円の税引き後利

益を目指すとされております。

しかし、先ほども触れましたとおり、三月期の

ならない」という規定があります。私企業も入っておりませんので、これについては私人間効力を認めるという考え方が優勢であります。

そういう観点からいいますと、憲法の要請も含めて考えた場合に、安易な緩和というのは私は問題ではないかというふうに思います。また、業務委託が、下請化というふうに言えると思いますが、極端に進むと、結局、人件費の引き下げによって過度な価格競争が生じやすくなりますし、また、トラブルが発生した際の責任の所在というものがやはり不明確になり、あるいはサービスが

されてしまうことがあります。

そこで、まず一つは、憲法の要請も含めて考

えておりませんので、これについては私人間効力を認めるという考え方方が優勢であります。

の、セグメント別でいうと、郵便・物流事業單体では赤字であります。ゆうパックの取扱個数がふえていくといふにはお聞きしておりますが、やはり民間の宅配業者との競争は激化しておりますから、なかなかこの先も収益は簡単には伸びていかないと、いうふうにも感じております。

そこでお聞きいたしますけれども、大変厳しい経営環境にある日本郵便の黒字化、三百億円の税引き後利益をどのようにして達成するお考えなののか、お聞かせください。

先生御指摘のとおり、四月一日に、私ども日本郵政グループとして、中期経営計画の改定版でございますが、そういうものを発表いたしまして、グループ全体として四千五百億円という最終利益を目指すことを発表いたしました。その中で、日本郵便でございますけれども、当期純利益三百億円程度を目指すということにしてございます。
当然ながら、どうやつて達成するのかといふこととでございますけれども、収益の拡大と費用の節減によるものでござります。

— 1 —

うメールの拡大を目指すところがやはり一番
だと思ってございます。二〇一七年度に、二兆円
程度の営業収益の確保を目指してまいるというこ
とでござります。

それから、セグメントは違いますが、金融窓口事業につきましても、物販の提供商品でござりますとかあるいは販売チャネルの拡大でござりますとか、不動産プロジェクトの確実な推進等によりまして、二〇一七年度には、一・一兆円程度の當業収益の確保を目指していきたいと思っております。

他方、費用面でも、ゆうパックの取り扱い増で費用は確かに増加いたしますけれども、業務量の増減に合わせて労働力の調整も行い、郵便・物流ネットワークの再編でござりますとか、窓口の幾

器の配備など、仕事のやり方の見直しでございま
すとか、あるいは作業の機械化等による省力化に
取り組みまして、生産性を向上させるということ
でございます。二〇一七年度までに五百億円程度
の費用削減効果を見込んで営業費用の伸びを抑制
したいということでございます。

これまでも、春闌等におきまして、関係労働組合との交渉を踏まえて順次処遇改善を行つてきたところです。

は、民営化以降でいいますと、非正規社員から約二万三千人を正社員に採用している。あるいは給与につきましては、月給制の契約社員につきましては八年連続でベアを実施して、基本賃金を約一万一千四百円改善している。それから、時給制契約社員の方は、平面上書きまして加算計算により

まして、平成二十六年度には平均四十二円時給アップ、また、平成二十五年度から三年連続でスキルレベルに応じた資格給を一部引き上げる等の改善を行つてきているところでござります。

今後とも、中期経営計画期間中を含めまして、各社の経営状況を踏まえつつ、関係労働組合との交渉を通して、必要な改善に努めてまいりたいと思っております。

○吉川(元)委員 中期経営計画を見ております
と、「生産性向上のための取組」ということで、
「労働力の確保・人材育成等による生産性向上」と
いうことが言われております。

その中でちょっと気なるのが、「(新)一般職の採用を進め」とあります。この新一般職といふのはどういう中身なのか、ちょっと説明をお願いします。通古は「いろいろな仕事」が、どうくら

いよいよ、通告はしておきながら、よろしくお願ひします。

ござりますとか、そういう一定の労働条件に限つて採用する正規社員の別の形態と、いうふうに考えていただければいいと思います。

いんですけれども、実態からすると、これはいわゆる限定正社員といふものとほぼ同じ中身なのでないか、というふうに思いますけれども、転勤がないだとか、あるいは場合によつては解雇も簡単にできるような、そういう人事制度なんでしょうか。

○谷垣参考人 限定正社員という言葉がいいかど
うかは別にいたしまして、一応、業務量とか給与
等が特殊な体系になつてているということでござい
ます。解雇とかを簡単にできるということとはいひ
ません。

○吉川(元)委員 簡単に解雇するようなことは
あつてはならないと思いますし、私は、ちょっと
見てみると、今のお話を聞いてみると、やはり限
定正社員で、うつむきのうござり、つまこしげ

次に、株式上場についてお聞きします。

会社員としての正規化の中にはこれが入ってくるのかなという気がいたします。今後も引き続き、非正規社員の正規化あるいはその待遇の改善についてはしっかりと取り組んでいただきたいということを要請しておきます。

持ち株会社である日本郵政とゆうちょ、かんぽの三社を同時に株式上場させる予定だというふうに承知しておりますが、親子会社を同時に上場させるという例は私も余り聞いたことがありません

ん。
同時上場ということになると、子会社の経営や財務の自由度を制限するような可能性があるのでないかというような指摘も一部でされておりま

すが、この点についてはどのようにお考えでしょ
うか。

垂政員當て法上 クルーフ三社の株式処分とい
うのが義務づけられてございまして、制度上も親
子上場が前提になつてござりますし、東京証券取
引所も親子上場 자체は認められてはいるところでご

ざいますけれども、先生御指摘のとおり、子会社の少數株主保護の観点から、子会社の経営の独立性の確保というものが論点の一つになるということは承知しております。

今回、金融二社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命でございますが、取締役の過半数を親会社とは利害

関係のない社外取締役が占めておりまして、経営の独立性には十分に配慮した体制となつていてるところでございます。

したがいまして、当社といたしましては、両社の経営の独立性というのは十分に確保されているものと考えてございますけれども、今後、東京証券取引所で上場審査が行われますので、同様の観点から十分な審査が行われるものというふうに考えていいるところでござります。

○吉川(元)委員 自由度という観点ですけれども、私自身非常に心配なのは、自由度が上がり過ぎて、結果として、郵政グループ各社の連携が後退をして、ユニバーサルサービスの維持にも支障が出てくるのではないかというような心配をしております。

上場に当たっては、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式について50%程度の売却を将来目指すと

されておりますが、その場合においても、収益性が高いとは言えない郵便事業のユニバーサルサービスがどのように維持されていくのか、その点について最後にお聞きいたします。

○谷垣参考人 お答えいたします。

当グループの強みというのは、郵便局ネットワークを中心として三事業を提供していくところにございまして、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融二社のサービスも郵便局を通じて提供するビジネスモデルとなつてござります。

したがいまして、株式売却にかかわらず、基本的に、この郵便局と一体となつた事業経営のビジネスモデルについては、今後とも長期にわたつて維持されるものと考えてございます。

何と申しましても、日本郵便の収益力の強化、経営の盤石についてあわせて努めていきたいと思つてございます。

○吉川(元)委員 時間が来ましたので、終わります。

○樹屋委員長 これにて原案及び修正案に対する

質疑は終局いたしました。

○樹屋委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

○梅村委員 私は、日本共産党を代表して、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の改正案への反対討論を行います。

○樹屋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○樹屋委員長 これより採決に入ります。

○樹屋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○樹屋委員長 修正案について採決いたします。

○樹屋委員長 修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○樹屋委員長 起立小数。よつて、本修正案は否決されました。

○樹屋委員長 次に、原案について採決いたします。

○樹屋委員長 これに賛成の諸君の起立を求めます。

○樹屋委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○樹屋委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、坂本哲志君外一名から、自由民主党、維新の党及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○樹屋委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。

○樹屋委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

必要に応じて見直しを行つこと。

二 郵便サービスに加え、貯金、保険といった金融のサービスも郵便局で一体的にユニバーサルサービスとして提供することを義務付けた郵政民営化法の趣旨に照らし、全国あまねく安定的にこれらのサービスを提供する責務を果たすことができるよう、効果的な施策を講ずること。

三 信書の制度に関する利用者の理解及び認識を深めるため、関係事業者等と連携し、適切な周知を図ること。

○樹屋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○樹屋委員長 これより採決に入ります。

○樹屋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○樹屋委員長 修正案について採決いたします。

○樹屋委員長 修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○樹屋委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔報告書は附録に掲載〕

○樹屋委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中郵便法第六十七条第一項の改正規定の前に次のように加える。

第四条第四項を削る。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次条並びに附則第六条及び第七条の規定

公布の日

二 第一条中郵便法第四条第四項を削る改正規定及び附則第五条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

附則第五条中「この法律」の下に「(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)」を加える。

平成二十七年六月十一日印刷

平成二十七年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F